

令和8年3月

市民のみなさまへ

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
倉吉市支部長 広田 一恭
(公印省略)

令和8年「緑の募金」運動の協力依頼

本市緑化活動並びに当委員会の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「緑の募金」運動を今期も3月25日から5月31日までの間、県下一斉に展開することとしております。

この緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づき実施するもので、各地域や学校、公共施設等の緑化や森林の整備等緑化の推進を図るために活用され、地球の温暖化防止にも役立っています。

つきましては、この運動の趣旨にご賛同いただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 令和8年「緑の募金」運動実施要領 裏面記載のとおり

担当・問合せ先
公益社団法人鳥取県緑化推進委員会倉吉市支部事務局
(倉吉市役所農林課内) 電話 0858-22-8157 山増・道祖尾

令和8年「緑の募金」運動実施要領

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会倉吉市支部

1. 基本方針
緑の募金運動は、私たちの生活に必要なきれいな空気、おいしい水、心身の癒しなどをあたえてくれる森林を守るための整備、あわせて各地域や学校・公共施設等の緑化活動、さらには地球温暖化防止活動に役立てるために行う募金運動です。
緑の募金運動は、多くの関係機関の協力を得て実施しています。
2. 主 催 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
(鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁内)
3. 実施主体 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会倉吉市支部
(事務局：倉吉市経済観光部農林課 電話22-8157)
4. 事業計画
 - (1) 「緑の募金」運動
 - (ア) 運動期間
(春期) 令和8年3月25日(水)から令和8年5月31日(日)
※家庭・学校・企業・職場等へ募金依頼。街頭募金の実施。

(秋期) 令和8年9月1日(火)から令和8年10月31日(土)
※職場募金等を中心として実施。
 - (イ) 募金の方法
「春期運動の取り組み」
 - ①家庭募金……自治公民館長へ依頼。
市報4月号と一緒に、依頼文・羽根等を送付。
 - ②学校募金……市内小学校・中学校・市内高等学校へ依頼。
 - ③街頭募金……みどりの少年団、ガールスカウト、市内高等学校に依頼。
 - ④企業・職場募金……市内の企業・官公庁等へ依頼。
 - (ウ) 募金目標額 200万円
5. 募金の使途
 - (1) 家庭・学校・街頭募金実施団体が「緑の募金事業」を実施する時は、募金額の60%の範囲以内で交付金として助成を受け、緑化活動が実施できます。
 - (2) 緑の募金は県で取りまとめられ、県内で行われる緑化事業等に使用されます。

緑の募金



ご協力を
お願いします

もり まも もり い
森林を守る 森林を活かす

「緑の募金」は、身近な地域の森づくりをはじめ、国内外の森づくりや人づくりなどに大切に活用されています。

募集期間

春季

3月25日 ▶ 5月31日

秋季

9月1日 ▶ 10月31日



公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会

ホームページ <http://www.tottori-green.or.jp>

鳥取県緑化推進委員会

検索



「緑の募金」を活用し、身近な環境の緑化と人づくりに努めることでSDGsにも貢献します。

家庭募金、学校募金、職場募金などによって行われています。



校内での募金活動(賀露小学校みどりの少年団)

募金目標額

19,000,000円

「緑の募金」は県内の里山整備・身近な環境の緑化をはじめ、みどりの少年団や森林ボランティアの育成などに大切に活用されています。

緑の募金等運営協議会についての紹介

さまざまな分野の方々に構成される「緑の募金等運営協議会」においてみなさまからの募金の使途について話し合っています。



緑の募金等運営協議会

267団体が 緑化活動などを行いました



森林整備作業(下草刈り)体験
(みどりの少年団交流集会(琴浦町船上山))



木工工作キット配布事業
(琴浦町立聖郷小学校)



地域の憩いの場(トンド場)の整備
(渡町7区自治会(境港市))

ご協力ありがとうございました

令和7年度
緑の募金実績

18,976,308円

募金事業の実施を希望する団体・グループは、最寄りの鳥取県緑化推進委員会各市町村支部(各市町村役場農林担当課)へご相談ください。

お問い合わせ先 **公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会**

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁農林水産部森林・林業振興局内

TEL.0857-26-7416 FAX.0857-26-8192

E-mail: info@tottori-green.or.jp HP: http://www.tottori-green.or.jp

当委員会は特定公益増進法人に該当します。「緑の募金」にご協力いただきますと特定寄付金として税制上の優遇措置が受けられます。